

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和5年12月8日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオン東北株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関店 一関市山目字泥田89番地ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の収容台数
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 令和6年7月21日
- (5) 変更の理由 隔地駐車場内に飲食店舗を建築するため

2 届出年月日 令和5年11月20日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所